

# 青森くるま旅キャンペーン

令和2年10月27日 ver.1

## 「青森くるま旅キャンペーン」観光タクシー・貸切タクシー利用促進キャンペーン Q&A

### 1. 助成について

- Q1. いつから募集開始となりますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.1
- Q2. 事務局はどこですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.1
- Q3. 観光タクシー・貸切タクシー利用促進キャンペーンの、助成額の積算方法を具体的に教えてください・・・・・・・・・・・・・・・・ p.1
- Q4. 対象事業者の認定申請はどのように行いますか・・・・・・・・・・・・・・・・ p.1
- Q5. 認定申請してから決定までどのくらいかかりますか・・・・・・・・・・・・・・・・ p.1
- Q6. 取組内容の変更について「速やかに事務局あてに報告すること」とあるが、どのように報告すればよいですか・・・・・・・・・・・・・・・・ p.1
- Q7. 助成金の交付申請はどのように行いますか・・・・・・・・・・・・・・・・ p.2
- Q8. 交付申請してから決定までどのくらいかかりますか・・・・・・・・・・・・・・・・ p.2
- Q9. 助成金の請求はどのように行いますか・・・・・・・・・・・・・・・・ p.2
- Q10. 助成金はいつ振り込まれますか・・・・・・・・・・・・・・・・ p.2
- Q11. 「青森くるま旅キャンペーン」のことを知らなかったのですが、助成金対象事業者の認定申請ができなかったのですが、期間外でも申請できますか・・・・・・・・ p.2

### 2. 取組内容について

- Q12. 割引対象となる利用者は、県外の人だけですか・・・・・・・・ p.2
- Q13. (タクシー事業者向け) 観光タクシーと貸切タクシーは両方実施しなければいけませんか・・・・・・・・ p.2
- Q14. 車種やプランによって割引金額に違いはありますか・・・・・・・・ p.2
- Q15. 「県内旅行」について具体的に教えてください・・・・・・・・ p.2
- Q16. 乗車人数によって助成金額は変わりますか・・・・・・・・ p.2
- Q17. (旅行会社向け) 既存の観光タクシーまたは貸切タクシー付き商品も助成対象となりますか・・・・・・・・ p.3
- Q18. (旅行会社向け) 旅行会社が造成する1つの旅行商品の中に、複数のタクシープランを組み込んでいる場合は、助成金額はいくらになりますか・・・・・・・・ p.3

### 3. その他

- Q19. 国が実施している「Go To トラベルキャンペーン」と併用できますか・・・・・・・・ p.3
- Q20. 青森県が実施している「あおもり宿泊キャンペーン【秋・冬】」や「あおもり旅キャンペーン」と併用できますか・・・・・・・・ p.3
- Q21. 青森県が実施している「空港⇄県内主要都市・観光地 定額タクシー」と併用できますか・・・・・・・・ p.3
- Q22. タクシー事業者が独自に実施している定額タクシープランは助成対象になりますか・・・・・・・・ p.3
- Q23. このキャンペーンによる割引後の料金をお支払いいただく際、「Go To トラベルキャンペーン」の地域共通クーポンで支払いを受けることはできますか・・・・・・・・ p.3

## 1. 助成について

Q1	いつから募集開始となりますか	A.募集開始は令和2年10月27日(火)です。
Q2	事務局はどこですか	A. 以下のとおりです。 <b>青森くるま旅キャンペーン事務局</b> (平日 10時～17時) <電話番号> ①レンタカー事業者、タクシー事業者、宿泊事業者 <b>050-3748-9990</b> ②旅行会社、オンライントラベルエージェント <b>050-3707-9991</b> <FAX> <b>03-5357-7203</b> <MAIL> <b>office@aomori-carcp.com</b>
Q3	観光タクシー・貸切タクシー利用促進キャンペーンの、助成額の積算方法を教えてください	A.本取組は、下記すべてを満たすタクシー利用を対象に、1予約につき1日1台5,500円(税込)を上限に、観光タクシー・貸切タクシーの <u>利用料金実額</u> を助成するものです。 <要件抜粋> ・本キャンペーン期間中(11月1日～3月14日)の利用であること ・本キャンペーンに参画する、県内のタクシー事業者を利用すること ・観光ルート別運賃を適用する走行(観光タクシー)または時間制運賃を適用する走行(貸切タクシー)での県内旅行であること
Q4	対象事業者の認定申請はどのように行いますか	A.本キャンペーンに参加したい事業者は「助成金対象事業者認定申請書(別紙1)」を、メールまたはFAXで事務局に提出してください。なお、認定申請は事業者単位で行います。 <申請書ダウンロード> 下記より様式をダウンロードしてください。 <a href="https://cartrip-entry-aomori.com/">https://cartrip-entry-aomori.com/</a> ※令和2年10月27日(火)0時
Q5	認定申請してから決定までどのくらいかかりますか	A.速やかに認定することを予定しております。 (1週間程度を想定)
Q6	取組内容の変更について「速やかに事務局あてに報告すること」とあるが、どのよ	A.事務局あてに電話若しくはメールで速やかに報告してください。内容に応じて、資料の提出を求める場

	うに報告すればよいですか	合があります。
Q7	助成金の交付申請はどのように行いますか	A.月単位の実績を基に交付申請を行っていただきます。対象となる事業実施月の翌月10日締めで交付申請書を提出してください。なお、2021年3月のみ3月19日を締切とします。
Q8	交付申請してから決定までどのくらいかかりますか	A.速やかに交付決定を通知することを予定しております。(1週間～10日程度を想定)
Q9	助成金の請求はどのように行いますか	A.交付決定通知で示された助成金額の請求が可能です。請求は、交付決定通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に行ってください。なお、2021年3月のみ3月26日を締切とします。
Q10	助成金はいつ振り込まれますか	A.対象となる事業実施月の翌々月末払いの入金を予定しています。
Q11	「青森くるま旅キャンペーン」のことを知らなかったのに、助成金対象事業者認定申請ができなかったのですが、後からでも申請できますか	A.助成対象事業者の認定申請は先着順となります。申請時に、事業者の皆様にご申告いただく販売目標数が、予算上限に達するまでは認定申請を受け付けます。

## 2. 取組内容について

Q12	割引対象となる利用者は、県外の人だけですか	A.居住地に関わらず、すべての方が利用できます。
Q13	(タクシー事業者向け)観光タクシーと貸切タクシー両方の取組を実施しなければいけませんか	A.観光タクシープランを取り扱っていないタクシー事業者は、貸切タクシーのみの実施で構いません。観光タクシープランがあるタクシー事業者は、両方の取組を実施することが望ましいですが、観光タクシーのみ、又は貸切タクシーのみを実施しても構いません。
Q14	車種やプランによって割引金額に違いはありますか	A.車種を問わず、一律の助成となります。 ※タクシー利用実額(上限:1予約につき1日1台5,500円(税込))
Q15	「県内旅行」について具体的に教えてください	A.本取組における「県内旅行」とは、観光タクシーまたは貸切タクシーを用いて、本県内の名所や観光スポット等を訪問する旅行を指します。(宿泊が要件ではありません) なお、観光タクシーまたは貸切タクシーの利用中に県外の観光スポット等を訪れた場合は助成対象外となります。
Q16	乗車人数によって助成金額は変わりますか	A.変わりません。どのような車種に、何人で乗っても、助成金額は一律「観光タクシー・貸切タクシーの利用実額(上限:1予約につき1日1台5,500円(税

		込)」となります。
Q17	(旅行会社向け) 既存の観光タクシーまたは貸切タクシー付き商品も助成対象となりますか	A.対象となります。 ※通常の商品代金に含まれる、観光タクシーまたは貸切タクシーの料金が助成対象金額となるので、認定申請時に申告してください。
Q18	(旅行会社向け) 1つの旅行商品の中に、複数のタクシープランを組み込んでいる場合は、助成金額はいくらになりますか	A. 1商品に複数のタクシープランを含む商品については、「プランに含まれるタクシー料金の実額(上限1日1台5,500円(税込))×タクシープランを利用する日数×1日の使用台数」で計算してください。 <例> ・2泊3日の行程に、2日間(各日1台)の観光タクシー利用が含まれ、商品代金のうち、1日目のタクシー料金は6,000円、2日目のタクシー料金は5,000円となる場合 ⇒1日目:5,500円(上限)×1日間×1台 2日目:5,000円×1日間×1台 ⇒合計 10,500円

### 3. その他

Q19	国が実施している「Go To トラベルキャンペーン」と併用できますか	A.併用可能です。
Q20	青森県が実施している「あおもり宿泊キャンペーン【秋・冬】」や「あおもり旅キャンペーン」と併用できますか	A.どちらも併用可能です。各事業のルールに従って商品を造成・販売・催行してください。
Q21	青森県が実施している「空港⇄県内主要都市・観光地 定額タクシー」は助成対象になりますか	A.対象外となります。
Q22	タクシー事業者が独自で実施している定額タクシープランは助成対象になりますか	A.対象外となります。
Q23	このキャンペーンで割引をした後の、残りのタクシー料金をお支払いいただく際、「Go To トラベルキャンペーン」の地域共通クーポンで支払いを受けることはできますか	A.事業者が、地域共通クーポンの加盟店となっていれば、クーポン券を利用した支払いが可能です。